

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月17日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第4号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（平成16年鳥取市規則第182号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分	1項職員	2項職員
	支給額（円）	支給額（円）
1年未満	310,000	60,000
1年以上2年未満	310,000	56,000
2年以上3年未満	310,000	52,000
3年以上4年未満	310,000	48,000
4年以上5年未満	310,000	44,000
5年以上6年未満	310,000	40,000
6年以上7年未満	310,000	36,000
7年以上8年未満	310,000	33,000
8年以上9年未満	310,000	30,000
9年以上10年未満	310,000	27,000
10年以上11年未満	310,000	24,000

1 1 年以上 1 2 年未滿	3 1 0, 0 0 0	2 1, 0 0 0
1 2 年以上 1 3 年未滿	3 1 0, 0 0 0	1 8, 0 0 0
1 3 年以上 1 4 年未滿	3 1 0, 0 0 0	1 5, 5 0 0
1 4 年以上 1 5 年未滿	3 1 0, 0 0 0	1 3, 0 0 0
1 5 年以上 1 6 年未滿	3 1 0, 0 0 0	1 0, 5 0 0
1 6 年以上 1 7 年未滿	3 0 6, 7 0 0	8, 0 0 0
1 7 年以上 1 8 年未滿	3 0 3, 4 0 0	6, 0 0 0
1 8 年以上 1 9 年未滿	3 0 0, 1 0 0	4, 0 0 0
1 9 年以上 2 0 年未滿	2 9 6, 8 0 0	2, 0 0 0
2 0 年以上 2 1 年未滿	2 9 3, 5 0 0	
2 1 年以上 2 2 年未滿	2 8 1, 5 0 0	
2 2 年以上 2 3 年未滿	2 6 8, 0 0 0	
2 3 年以上 2 4 年未滿	2 5 4, 5 0 0	
2 4 年以上 2 5 年未滿	2 4 1, 0 0 0	
2 5 年以上 2 6 年未滿	2 2 7, 5 0 0	
2 6 年以上 2 7 年未滿	2 1 0, 5 0 0	
2 7 年以上 2 8 年未滿	1 9 3, 5 0 0	
2 8 年以上 2 9 年未滿	1 7 6, 5 0 0	
2 9 年以上 3 0 年未滿	1 5 9, 5 0 0	
3 0 年以上 3 1 年未滿	1 4 2, 0 0 0	
3 1 年以上 3 2 年未滿	1 2 4, 5 0 0	
3 2 年以上 3 3 年未滿	1 0 7, 0 0 0	
3 3 年以上 3 4 年未滿	8 7, 0 0 0	
3 4 年以上 3 5 年未滿	6 7, 0 0 0	
備考		

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。